

三重労働局 第13次労働災害防止計画

～死亡災害ゼロ・死傷災害アンダー2,000を目指して～

平成30年4月

【Ⅰ 計画策定のねらい】

労働災害防止計画は、労働安全衛生法第6条に基づき厚生労働大臣が5ヵ年の計画を策定し、2018年（平成30年度）から始まる計画は第13次を数え、各労働局においては、地方の状況に応じた推進計画を策定している。

三重県内の労働災害発生状況をみると、休業4日以上死傷者数の統計を取り始めた1973年（昭和48年）以降、1980年（昭和55年）の7,762人をピークに、4年から5年の間隔で1,000人ずつ着実に減少し、2000年（平成12年）には3,000人を下回る事となった。その後、2000年以降減少傾向に鈍化がみられ、実に17年間を経っても『アンダー2,000人』は実現していない状況にある。

なお、死亡者数については、最も多い1961年（昭和36年）の132人から増減を繰り返しながらも減少し、2015年（平成27年）には過去最少の16人となった。本来、人命尊重の観点から『死亡災害ゼロ』が原則であるが、近年では、長時間労働による脳心疾患や精神障害による自殺者も認められるところである。

ところで、県内でも少子高齢化が進み、企業の労働力確保が大きな課題となっている。企業において、時間外・休日労働時間数の縮減を始めとして、育児、介護や病気の治療などそれぞれの労働者が抱える事情に合わせた多様な働き方の導入など働き方改革が求められている。

働き方改革を進めるには労働生産性の向上が不可欠であるが、労働災害の発生は労働生産性を大きく阻害し、労働者が安全で安心して働くことができる職場は、労働者のモラルが向上し、職場環境の改善と相まって労働生産性も高くなることは、『健康経営』の観点からも明らかである。

経営首脳者は、働き方改革と併せて、強いリーダーシップの下、職場での安全衛生方針を定め、自律的な安全衛生活動を推進する必要がある。

【Ⅱ 労働災害防止に関する目標】

1 計画期間

2018年度（平成30年度）を初年度とし、2022年度（平成34年度）までの5か年を計画期間とする。

2 計画の目標

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、労働災害防止に関する総合的・計画的な対策を推進することにより、『労働災害ゼロの職場の実現』に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

(1) 死亡災害

① 全産業の目標

全産業における「死亡災害ゼロ」を目指して、第12次労働災害防止計画（以下「12次防計画」という。）期間中と比較して第13次労働災害防止計画（以下「13次防計画」という。）期間中に15%以上減少させる。

なお、死亡災害は、交通労働死亡災害の発生に大きく左右されるため、以下の二つの目標を設定する。

目標1 交通労働災害を除いた12次防期間中の死亡者数65人に対して13次防計画期間中死亡者総数を55人以下とする。

指標 平成30年→13人以下、平成31年→12人以下、平成32年→11人以下、平成33年→10人以下、平成34年→9人以下

目標2 12次防計画期間中の死亡者総数89人に対して13次防期間中の死亡者数75人以下とする。

指標 平成30年→17人以下、平成31年→16人以下、平成32年→15人以下、平成33年→14人以下、平成34年→13人以下

② 重点ごとの目標

ア 重点業種

- ・製造業及び建設業

12次防計画期間中と比較して13次防計画期間中の死亡者数を15%以上減少させる。

- ・林業

12次防計画期間中と比較して13次防計画期間中の死亡者数を30%以上減少させる。

イ 特定災害

- ・墜落・転落災害

12次防計画期間中と比較して13次防計画期間中の死亡者数を15%以上減少させる。

(2) 死傷災害（休業4日以上労働災害及び死亡災害をいう。以下同じ。）

① 全産業の目標

全産業における死傷者数を2,000人未満とする『アンダー2,000』の早期達成を目指して、平成29年の2,161人を平成34年までに1,999人以下とする。

指標 平成 30 年→2,128 人以下、平成 31 年→2,095 人以下、平成 32 年→2,063 人以下、平成 33 年→2,031 人以下、平成 34 年→1,999 人以下

② 重点ごとの目標

ア 重点業種

- ・製造業、食料品製造業及び建設業
12 次防計画期間中と比較して 13 次防計画期間中の死傷者数を 10%以上減少させる。
- ・道路貨物運送業及び小売業
12 次防計画期間中と比較して 13 次防計画期間中の死傷者数を 5%以上減少させる。
- ・社会福祉施設
死傷者数を平成 29 年と比較して、平成 34 年までに死傷年千人率で 5%以上減少させる。

イ 特定災害

- ・墜落・転落災害
12 次防計画期間中と比較して 13 次防計画期間中の死傷者数を 15%以上減少させる。
- ・転倒災害
12 次防計画期間中と比較して 13 次防計画期間中の死傷者数を 10%以上減少させる。
- ・機械災害（但し、別途定める「機械災害防止対策」に係る機械災害をいう。）
12 次防計画期間中と比較して 13 次防計画期間中の死傷者数を 20%以上減少させる。

(3) 健康確保対策

① 過労死等防止対策

長時間労働者（時間外・休日労働時間が月 80 時間を超えた労働者をいう。）に対して申し出の有無にかかわらず、医師による面接指導の実施率を 80%以上とする。（平成 29 年：65.5%）

② メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策に取り組んでいる労働者 50 人未満の事業場の割合を平成 34 年までに 70%以上とする。（平成 29 年：58.2%）

③ 腰痛予防対策

12 次防計画期間中と比較して、13 次防計画期間中の死傷者数を 5%以上減少させる。

④ 熱中症予防対策

12次防計画期間中と比較して、13次防計画期間中の死傷者数を5%以上減少させる。

3 計画の評価と見直し

計画に基づく取り組みが着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行い、必要に応じ、計画を見直すこととする。

なお、目標値に対する実績値は、事業者から提出される死傷病報告による災害統計及び年間安全衛生管理計画結果報告の数値との比較によるものとする。

また、計画の評価に当たっては、単に死傷者数や目標に掲げた指標の増減のみならず、その背景や影響を及ぼしたと考えられる要因を三重地方労働審議会労働災害防止部会及び三重労働局安全衛生専門家会議の委員の意見も参考として、分析を行うものとする。

【Ⅲ 計画の重点事項】

労働災害、業務上疾病発生状況等安全衛生を取り巻く状況に対応した次の項目を重点事項とする。

- 1 死亡災害の撲滅等を目指した対策の推進
- 2 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- 3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- 4 疾病を抱える労働者等の健康確保対策の推進
- 5 化学物質等による健康障害の防止対策の推進
- 6 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- 7 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- 8 県民全体の安全・健康意識の高揚等

【Ⅳ 重点ごとの具体的取組】

1 死亡災害の撲滅等を目指した対策の推進

(1) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策

① 製造業

ア 機械災害防止対策

製造業における事故の型別では、はさまれ・巻き込まれ災害が最も多く、中で

も機械設備に起因する災害が依然として多くを占めている。機械災害は重篤な災害につながるためリスクアセスメントの実施及び定着を重点とする中期的な機械災害防止対策を策定し、機械災害が発生した事業場等に対して、原因の究明と機械の本質安全化を推進する。

なお、民間企業を参集する製造業安全対策協議会（仮称）を新たに設置し、高齢者や女性等に配慮した機械設備など他の企業に水平展開できる好事例を収集するなどの活動を行う。

また、設置から20年以上経過した生産設備が約3割に達し、設備の老朽化が進展していることを背景とした通路や昇降設備等の腐食・劣化を直接の原因とする災害の防止のため、高経年施設・設備に対する点検・整備等対策の周知を図る。

イ 転倒災害防止対策

製造業における事故の型別では、はさまれ・巻き込まれ災害に次いで転倒災害が多くを占めており、4S活動、危険の見える化、防滑靴の着用等「STOP！転倒災害防止プロジェクト」の推進等後記（2）の特定災害防止対策を推進する。

ウ 腰痛予防対策

腰痛災害は製造業で最も多く発生しており、腰痛発生の可能性が見込まれる作業について、リスクアセスメントを実施し設備的な作業環境の改善を推進するとともに、作業標準の策定整備と安全衛生教育に基づく遵守の徹底を図る。

エ 外国人労働者、技能実習生対策

全産業に占める外国人労働者の死傷者数の割合は約5%であり、その約3/4を製造業が占め、かつ派遣業にかかる外国人労働者の割合も高いことから、派遣元及び派遣先事業場等外国人労働者を雇用するに事業場対し、雇い入れ時教育をはじめ計画的な安全衛生教育の実施、労働災害防止に関する母国語による標識・掲示の実施、健康管理の実施等の徹底を図る。

また、技能実習生については、外国人技能実習機構と連携し、監理団体や技能実習生の受入を行う事業場に対する労働災害防止のための取り組みを推進する。

あわせて、関係経営者団体と連携を図り、監理団体の会合等を活用して技能実習生の安全衛生確保に向けた取り組みを行う。

オ 災害防止団体等関係団体との連携

三重労働基準協会連合会、各地区労働基準協会及び各地区安全衛生協議会とより緊密な連携を図るとともに、業界団体の新規把握と協力体制の構築に努める。

また、必要に応じて中央労働災害防止協会の安全衛生サポート事業を活用する他、新たに製造業安全対策協議会（仮称）を設置する。

② 食料品製造業対策

製造業の死傷災害の内、食料品製造業が 1/4 近くを占めて最も多く、かつ、はさまれ・巻き込まれ災害の占める割合が高いことから、食品加工用機械の安全な使用方法、機械の安全化等を浸透させるため、機械災害防止対策に重点を置き、前記①製造業対策及び後記 3 (2) ②の機械災害防止対策と併せて、その取り組みを確実に推進する。また、他の製造業と同様に、職長に対する教育の実施等を推進する。

③ 建設業対策

ア 墜落・転落災害防止対策

全産業における墜落・転落災害の内、死亡、死傷者数とも建設業が最も多くを占めており、建設業においては墜落・転落災害が死亡災害の 4 割を超え、死傷災害においても、約 1/3 を占めている状況にあることから、屋根・梁等、はしご等、建築物・構築物等からの墜落・転落災害防止対策の充実、強化を図る。

また、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成 27 年 5 月 20 日付け基安発 0520 第 1 号）に基づく、「より安全な措置」の推進及び高所作業時における墜落防止用保護具を原則としてフルハーネス型安全帯とし、その適切な使用の徹底を図る。

なお、毎年 7 月に実施している「墜落災害防止強調月間」の取り組みを 12 月も実施し、建設工事現場等に対する指導の実施を図る。

イ 木造家屋等低層住宅建築工事災害防止対策

建築工事における死傷災害の約 4 割を木造家屋建築工事で占めていることから、三重県ハウジング協議会、各地区木造家屋等建築工事安全衛生委員会、専門工事業者関係業界団体等に対し、安全パトロール、安全大会の実施等活動の活性化を促進し、足場、脚立・はしご等からの墜落・転落災害の防止を図る。

ウ 熱中症予防

引き続き、発生が集中する 7・8 月に向けて、5 月の初旬から「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、あらゆる機会を通じて周知啓発を図る。

特に、7 月の「墜落災害防止強調月間」における建設工事現場の指導においては、熱中症予防も重点的な啓発指導を行う。

エ 建設工事発注者との連携

建設職人基本法（平成 29 年施行）による「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）」に基づき、国土交

通省との連携の下、請負契約における安全衛生経費の確保について周知・啓発を図る。

なお、官公庁発注の公共工事について、建設工事関係者連絡会議の活動内容をより一層充実させるとともに、同会議を通じ工期の平準化による長時間労働の解消を含めて労働災害防止の徹底を図る。

また、アスベストを含む建材の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベスト飛散防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないよう、建設工事関係者連絡会議等を通じ地方公共団体等と連携しつつ、重点的に対応する。

オ 解体工事災害防止対策

老朽化した建築物、橋梁等の解体工事が今後も増加することが見込まれることから、解体工事業関係業界団体と連携し、解体工事における安全対策の徹底を図る。

なお、アスベスト飛散防止対策は後記5（1）②の石綿による健康障害防止対策による。

カ 自然災害の復旧・復興工事労働災害防止対策

台風、地震、大雪、竜巻等の自然災害によって被災した地域の復旧・復興工事に関しては、工事発注者と連携し、復旧工事安全協議会の設立、合同パトロールの実施等の対策を推進する。

キ 災害防止団体等関係団体との連携

建設業労働災害防止協会三重県支部及び各分会をはじめ、建設工事関係者連絡会議、各地区木造家屋等建築工事安全対策委員会、各専門工事業者関係業界団体等との合同パトロール、安全大会、講習会等の実施、会員事業場に対する各種災害防止に関する情報の提供、安全衛生活動への協力要請等を行う。

④ 林業対策

ア 伐木等作業の安全対策

死傷者の内、死亡者の占める割合が業種別で最も高く、死傷者の年千人率も全産業と比較して大幅に高い数値を示している。発生した死亡災害は全て山林内での伐木作業等において発生しており、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第3号）に基づく安全対策を徹底する。

なお、林業災害は特定の署の管内において発生しており、該当署においては署重点として取り組みを行う。

また、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会」を受けて平成

30年度にかかり木処理等に関し労働安全衛生規則が改正される予定であるので、チェーンソー取扱指導員の活用、森林組合等関係団体との連携を図りながら周知徹底を行う。

イ 災害防止団体等関係団体との連携

林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部及び各分会との連携を一層図るとともに、各森林組合等関係団体との連携及び啓発指導を行う。

(2) 重篤度の高い労働災害を減少させるための特定災害対策

① 墜落・転落災害防止対策

死亡災害については建設業が最も多く、死傷災害については建設業、第三次産業、道路貨物運送業及び小売業が多くを占めており、これらの業種を中心に安全対策の徹底を図る。特に建設業においては、足場の設置、構造等墜落防止関係の法令違反が多いことから、引き続き監督指導等を重点的に実施する。また、前記(1)③の建設業対策で明記した墜落・転落災害防止対策の推進を図る。

② 交通労働災害防止対策

事故の型別でみると、交通労働災害による死亡災害は12次防期間中において最も多く、毎年1人以上が死亡している状況にある。業種別の死亡災害では道路貨物運送業が、死傷災害では第三次産業、特に新聞販売業及び通信業の占める割合がそれぞれ高く、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（改正平成25年5月28日付け基発0528第2号）及び災害事例等労働災害発生状況の周知・啓発を図る。

また、陸上貨物運送事業労働災害防止協会三重県支部及び各分会との連携の強化を図るとともに、陸運支局、警察機関、運送業関係業界団体等との連携による「交通労働災害防止安全大会」を開催する。

③ 爆発・火災防止対策

四日市コンビナート地域においては12次防期間中に多数の死傷者を出した爆発災も発生していることから、四日市コンビナート地域の事業場を中心として計画的に指導を行う。

また、四日市コンビナート地域防災協議会、四日市コンビナート協力会社災害防止協議会等連絡協議会等の自主的な労働災害防止活動を支援するとともに、四日市地域石油コンビナート等災害防止関係機関連絡会により関係行政機関と連携を図る。

2 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

(1) 過重労働による健康障害防止対策の推進

① 医師による面接指導の促進

県内の月 80 時間を超える時間外・休日労働のある事業場において、労働者からの申し出が無い等が原因で半数近くの職場で医師による面接指導が実施されていないことから、本人からの申し出が無い場合であっても、事業者から長時間労働者への勧奨、面接時間の確保など長時間労働者が医師による面接指導を受けやすい職場環境づくりを推進する。また、併せて医師からの意見に対する事後措置が適正に実施されるよう指導する。

なお、医師による面接指導や健康相談等が確実に実施されることにより、過重労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないことにつながることを啓発する。

② 定期健康診断の事後措置の適正な実施

定期健康診断の結果から脳血管疾患等の原因となる所見に対して、適正な事後措置が図られることが必要であることから、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（改正平成 29 年 4 月 14 日健康診断結果措置指針第 9 号）に基づく健康管理を啓発指導する。

(2) 労働者の健康確保対策の強化

① 産業医等労働衛生スタッフの選任と職務の励行

産業保健機能の充実を図るためには、その前提となる産業医等の選任が必要となることから、未選任事業場の解消を図るとともに、産業医の職務励行の徹底を図る。

なお、産業医の選任義務の無い小規模事業場については、地域産業保健センター等の利用や「小規模事業場産業医活動助成金」の活用を周知・啓発する。

② 産業医・産業保健機能の強化

平成 29 年 6 月に法改正された時間外・休日労働時間が月 100 時間を超えた労働者に関する情報の産業医へ提供義務について周知・指導をする他、「産業医制度の在り方に関する検討会報告書」（平成 28 年）を踏まえて、労働安全衛生関係法令の改正や指針の策定等が行われた場合は、三重産業保健総合支援センター、三重産業医会、三重県医師会、労使団体等関係団体等と連携して周知・啓発する。

③ 定期健康診断の確実な実施

定期健康診断を確実に実施させるため、定期健康診断結果の未提出事業場の解消に努める。

また、定期健康診断の有所見率の改善については、今後、定年延長などによる労働者の高齢化、仕事と治療の両立などの働き方の変化を踏まえた長期的な労働者の健康管理を啓発することから、三重産業保健総合支援センター、三重産業医会、専門家等と連携を図る。

(3) 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

① 「過労死等ゼロ」緊急対策等

「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえ、精神障害の労災認定事案を発生させた事業場及び企業本社に対するメンタルヘルス対策の特別指導を行う。

② メンタルヘルス対策

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（改正平成 28 年 11 月 30 日付け健康保持の増進のための指針公示第 6 号）によるメンタルヘルス対策の取組率の底上げを図るため、労働者数 50 人未満の未取組事業場に対して説明会を開催する等によりメンタルヘルス対策の重要性を啓発指導する。

また、併せて職場のパワーハラスメント対策も含め、三重産業保健総合支援センターなどの事業場外資源を含めて企業において労働者が利用しやすい相談窓口の設置を推進する。

③ ストレスチェックの実施の徹底と集団分析結果の活用

引き続き、ストレスチェック未実施事業場（50 人以上）の解消を図るため、その実施について指導する。

また、ストレスチェックに係る集団分析を実施している事業場割合は 8 割程度であったことから、積極的な実施を促すとともに、集団分析結果の活用による職場環境の改善を促進するため、三重産業保健総合支援センターと連携して「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（改正平成 27 年 11 月 30 日付け心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示 2 号）を啓発指導する。

3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

(1) 労働災害件数を減少させるための重点業種対策

① 道路貨物運送業対策

ア 荷役作業の安全対策

道路貨物運送業における死傷災害は、荷役作業におけるものが約6割を占め、その内、トラックの荷台等からの墜落・転落災害が約3割を占めている。そのため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年6月18日付け基安安発0618第1号・基安労発0618第1号）に基づき、保護帽の着用等基本的な安全対策をはじめとし、「荷役5大災害」（墜落・転落、荷崩れ、フォークリフト使用時の事故、無人暴走及びトラック後退時事故をいう。）の防止の徹底を図る。

また、「荷役5大災害」を防止するため、陸上貨物運送業労働災害防止協会三重県支部との連携を強化する。

イ 荷主等に対する要請、指導

災害のあった荷役作業は3/4が荷主等先で発生しており、「荷役5大災害」を防止するため、荷主等関係団体への協力要請、荷役災害を発生させた荷主等の事業者に対する指導の実施、荷主等の事業者に対する長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善及び荷役作業の安全担当者の配置等について支援を要請する。

ウ 交通労働災害防止対策

前記1(2)③のとおり、「交通労働災害防止のためのガイドライン」及び災害事例等労働災害発生状況の周知・取組の促進を図る。

また、「交通労働災害防止安全大会」を開催する。

② 小売業対策

ア 多店舗展開企業、大規模店舗を重点とした労働災害防止対策

- a 多店舗を展開する企業の法人の本社及び法人本部等の自主的安全衛生活動を促進するため、引き続き「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を推進し、企業・法人全体の安全衛生意識を高め、安全衛生水準の向上を図る。
- b 第三次産業における労働災害防止対策として取り組みを推進している局・署幹部による指導を継続して実施し、経営トップに対する意識啓発や危険の見える化、KY活動、4S活動の導入等自主的安全衛生活動の促進について働きかける。

- c 大規模小売店舗に対し、入店しているテナント等店舗全体を捉えて安全衛生意識の向上等を図る。
- d 小売業は、他業種に比べ非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数3年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。

イ 転倒災害防止対策

第三次産業における死傷災害の内、小売業は3割近くを占め最も多く、その内の3割近くが転倒災害となっているため、4S活動、危険の見える化、防滑靴の着用等「STOP！転倒災害防止プロジェクト」の推進等後記の特定災害防止対策として取り組みを推進する。

ウ 墜落・転落災害防止対策

第三次産業における墜落・転落災害の内、小売業の占める割合は、約1/4と最も多く、はしご、脚立、踏み台等を起因とする災害が多くを占めており、高所作業に対する安全衛生教育をはじめとした墜落・転落災害防止対策を推進する。

エ 機械災害防止対策

切れ・こすれ災害が災害の上位を占めており、はさまれ・巻き込まれ災害を含め機械設備による災害も多く発生しているため、リスクアセスメントの実施及び定着を視野に入れた中期的な機械災害防止対策を策定し、機械災害が発生した事業場等に対して、原因の究明と機械の本質安全化を推進する。

オ 交通労働災害防止対策

小売業の中でも特に新聞販売業において交通労働災害が多発しているため、新聞販売業を重点に小売業全体として「交通労働災害防止のためのガイドライン」及び取組の促進を図る。

カ 災害防止団体等関係団体との連携

三重労働基準協会連合会、各地区労働基準協会、商工会議所・商工会等業界団体との連携を図るとともに、新規業界団体の把握に努め、協力体制を構築する。また、必要に応じ中央労働災害防止協会の安全衛生サポート事業を活用する。

③ 社会福祉施設対策

ア 多店舗展開企業を重点とした労働災害防止対策

- a 産業構造の変化に伴い、事業場数、労働者数ともに増加し、それに伴い労働災害も大幅に増加しているため、多店舗を展開する企業の法人の本社及び

法人本部等の自主的安全衛生活動を促進するため、引き続き「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を推進し、企業・法人全体の安全衛生意識を高め、安全衛生水準の向上を図る。

b 第三次産業における労働災害防止対策として取り組みを推進している局・署幹部による指導を継続して実施し、経営トップに対する意識啓発や危険の見える化、KY活動、4S活動の導入等自主的安全衛生活動の促進について働きかける。

c 社会福祉施設は、経験年数3年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。

イ 転倒災害防止対策

転倒災害は、社会福祉施設における死傷災害の約3割を占め、災害が最も多い動作の反動災害に次いで多く発生しており、4S活動、危険の見える化、防滑靴の着用等「STOP！転倒災害防止プロジェクト」の推進等特定災害防止対策と併せて取り組む。

ウ 腰痛予防対策

腰痛災害の社会福祉施設での発生は製造業に次いで多いため、雇入時の安全衛生教育の確実な実施を徹底するとともに、介護労働者の身体的負担を軽減する介護福祉機器の導入を促進するため「職場定着支援助成金」（介護福祉機器助成コース）の周知を図る。詳細は、後記（2）③の腰痛予防対策による。

エ 災害防止団体等関係団体との連携

三重県や市町が行う介護事業者に対する研修会や指導において連携を図る。

また、介護労働安定センター、三重産業保健総合支援センター、三重労働基準協会連合会、各地区労働基準協会、業界団体等と連携するとともに、新規業界団体の把握に努めその連携を図る。また、必要に応じ中央労働災害防止協会の安全衛生サポート事業を活用する。

④ その他の第三次産業対策

三重県ビルメンテナンス協会、三重県産業廃棄物協会、旅館組合等業種ごとの業界団体、商工会議所、商工会等の経営者団体と連携を図りながら、安全衛生講習を行う。

(2) 労働災害件数を減少させるための特定災害対策

① 転倒災害防止対策

転倒災害は、第三次産業及び製造業を中心に多発し、全産業の約2割を占めて最も多く発生しており、業種横断的に取り組む必要がある。4S活動、危険の見える化、作業に適した防滑靴の着用等「STOP！転倒災害防止プロジェクト」を推進する。

また、企業指導等により転倒災害防止の取り組みの好事例等のモデルケースを把握し、他の事業場に水平展開を図る。

なお、一般的に加齢に伴う身体機能の低下により転倒災害の発生リスクが高まることから、これを予防するための体操の周知・普及を図る。

② 機械災害防止対策

機械設備に起因する、はさまれ・巻き込まれ災害が依然として多くを占めており、切れ・こすれ災害を含め機械災害は重篤な災害につながるため、リスクアセスメントの実施、定着を視野に入れた中期的な機械災害防止対策を策定し、機械災害が多くを占めている製造業、食料品製造業、小売業を重点に、機械災害が発生した事業場等に対して、原因の究明と機械の本質安全化を推進する。

また、機械の製造段階での安全性に問題がある事案については、製造者に対して改善指導を行う。

③ 腰痛の予防対策

腰痛は製造業及び社会福祉施設を中心に発症しており、引き続き「職場における腰痛予防対策指針」（平成25年6月18日付け基発0618第1号）に基づき、腰痛予防体操の普及などの周知・啓発を行う。

また、三重産業保健総合支援センターの産業保健相談員（腰痛担当）等を活用した集団指導の実施、個別指導時や各地区の製造業安全衛生協議会等において、腰痛予防対策の好事例の収集を行い、他の事業場に水平展開する。

なお、13次防計画期間中に三重県産業安全衛生大会の場において、三重産業保健総合支援センターと連携して腰痛予防対策の啓発講演等を実施する。

④ 熱中症の予防

発生が集中する7・8月に向けて5月の初旬から「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、あらゆる機会を通じて周知啓発を図る。

なお、従前の建設業等に加え、製造業、第三次産業に対する周知・啓発を強化

する。この場合、建設業での取組事例のうち、簡易的に設置可能な施設等他業種で活用ができるものを紹介するなど啓発を行う。

また、JIS規格に適合したWBGT値測定器を普及させるとともに、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT値の測定とその結果に基づき、休憩の確保や水分・塩分の補給等の必要な措置が取られるよう指導する。

(3) 業種横断的な災害防止対策

① 高年齢労働者対策

少子高齢化の進展により労働人口が高齢化し、身体的機能の低下に起因する転倒や腰痛等高年齢労働者の労働災害の増加が懸念されることから、高年齢労働者に配慮した職場環境の改善を指導するとともに、各労働災害防止団体、各安全衛生協議会等を通じて好事例の収集を行う。

また、ストレッチや体操等身体機能の低下を予防するための取り組みについて周知・普及を図る。

② 非正規雇用労働者対策

非正規労働者、派遣労働者等について、その雇用形態の違いに関わらず、安全衛生教育、健康診断、メンタルヘルス対策等について、適正に実施されるよう指導する。

③ 安全衛生分野の専門家の活用

専門家の知識やノウハウを活用しながら、安全衛生施策を推進していくために、三重労働局安全衛生労使専門家会議を開催し、安全パトロールの実施等事業場への訪問指導を行う。

また、労働衛生分野においては、各種会議における公衆衛生分野の専門家等からの助言指導を活用する。

4 傷病を抱える労働者等の健康確保対策の推進

(1) 三重県両立支援チームによる活動の推進と連携強化

三重県両立支援推進チームの連携を強化し、治療と仕事の両立に関するセミナーを開催する等の活動を行う。

また、同チームによる相談窓口（事業者用、患者用）の案内リーフレット等を広く周知する。

(2) 両立支援ガイドラインの周知・啓発等

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」（平成 28 年 2 月 23 日基発第 0223 第 5 号）の内容について、産業医などの産業スタッフに対する説明会を三重産業保健支援センター、三重県医師会などと連携して開催する。

また、三重労働局働き方改革実現本部が開催する働き方改革セミナーにおいて治療と仕事の両立支援の周知・啓発を行う。

なお、企業指導、会議、講習会その他あらゆる機会を捉えて、同ガイドラインの周知・啓発を行う。

5 化学物質等による健康障害の防止対策の推進

(1) 化学物質による健康障害防止対策

① 化学物質対策

化学物質対策については、別途定める「三重労働局化学物質対策中期計画」（仮称）により推進する。

特に、事業者が製品ラベルからの情報に基づき、化学物質に係るリスクアセスメントを実施する『ラベルでアクション』を指導するとともに、製品ラベルでの情報が不足しているような場合は、事業者がメーカーや輸入者から危険有害性情報（SDS）を入手するよう指導する。

また、化学物質に係るリスクアセスメントの普及促進のため、説明会の開催の他、厚生労働省の『職場の安全サイト』で提供している「リスクアセスメント実施支援システム（厚生労働省コントロール・バンディング）」などや現在、厚生労働省で開発している第三次産業などの少量の化学物質を取り扱う事業者向け「簡易なリスクアセスメント実地支援ツール（CREAT-SIMPLE）」の周知・普及する。

② 石綿による健康障害防止対策

石綿を使用した建物の解体工事は、中長期的に増加し 2028 年頃にピークを迎えると予測されていることから、石綿含有の事前調査の徹底を指導するとともに、事前調査を行う者の資格要件や届出制度の法改正があった場合は、解体工事業関係業界団体、三重県、建設業労働災害防止協会等関係団体と連携して周知・啓発を行う。また、解体工事等において、適切に石綿ばく露防止措置が講じられるためには、解体工事等の官民を問わず発注者が石綿の有無等に応じて必要な安全衛生経費を負担することが重要であることを周知開発する。

③ 受動喫煙防止対策

『望まない受動喫煙』なくすため、引き続きあらゆる機会を通じて、受動喫煙対策及び喫煙室の新設に係る助成制度について周知を図る。

また、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、受動喫煙関連の健康増進法の改正が行われた場合、受動喫煙関係の相談の増加が見込まれることから、新たに配置される受動喫煙防止相談員の活用を図る。

④ 電離放射線による健康障害防止対策

医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するため、三重産業保健総合支援センターが開催している医療従事者向け被ばく対策をテーマにした研修会の周知を行う。また、三重県医師会等を通じて医療従事者の被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理の徹底を要請する。

⑤ 粉じん障害防止対策

第9次粉じん障害総合防止対策（平成30年2月9日基発第0209第5号：平成30年～34年）に基づき、粉じん則及びじん肺法の遵守、特に呼吸用保護具の適正な使用の徹底及びじん肺健康診断の確実な実施を重点とした指導を行う。

6 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

(1) 企業のマネジメントへの安全衛生の取込

労働災害防止には、企業の経営トップの強いリーダーシップが重要であることから、企業のマネジメントの中心へ健康経営を含めて安全衛生を位置付けることを推奨していくとともに、年間安全衛生管理計画策定指導の他、あらゆる機会を通じて安全衛生に関する経営トップからの取組方針の設定・表明等について積極的な取り組みを促進する。

(2) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

現在、国際標準化機構で制定作業が進められている労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）の発効に合わせ、日本工業規格（JIS）が制定されることからその普及及び促進を図る。

また、ISO45001やILOの労働安全衛生マネジメント指針との整合性や健康確保の取組の方策等も考慮し改正される労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年労働省告示第53号）について普及、促進を図る。

(3) 業界団体との連携

安全衛生に係る行政施策の推進には、業界団体との協力関係が必要不可欠であり、行政施策ごとに業界団体を新規に把握し、把握団体との関係を構築し、具体的な施策の進め方についての協議等を行い、業界と協調的に連携を進める。

(4) 労働災害防止団体の活動の活性化に対する支援

労働災害防止について労働災害防止団体の果たすべき役割はますます重要となっていることから、労働災害防止に資する活動に対して連携を図りつつ、引き続き必要な支援を行う。

(5) 安全・衛生管理特別指導事業場指導の推進

安全・衛生管理特別指導事業場に対しては、安全・衛生管理特別指導実施要綱に基づき適切な指導を実施しているが、指定解除後において、再度、労働災害が多発する等後戻りが少なからず見受けられる状況にある。そのため、指定解除後においても後戻りがないようにアフターフォローを適切に実施する。

(6) 小規模事業場に対する啓発指導

小規模事業場の安全衛生水準の向上のため、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会及び港湾貨物運送事業労働災害防止協会の三重県支部並びに各分会と連携しながら、作業別安全マニュアルや各種ガイドライン等を周知・普及する。

また、小規模事業場が導入しやすい4 S活動や機械設備の改善事例等の安全衛生活動の収集に努め、啓発指導を行う。

7 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

(1) 安全推進者の選任

労働安全衛生法関係法令に基づく安全衛生管理組織の確立を推進し、「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」（平成26年3月28日付け基発0328第6号）に基づき、社会福祉施設など選任が義務付けられていないその他の業種への安全推進者の配置を促進する。

(2) 事業場外資源の活用

労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用等安全衛生管理組織の強化を図るための啓発を行う。

なお、引き続き一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会三重支部と連携を行う。

8 県民全体の安全・健康意識の高揚等

安全週間、労働衛生週間、三重県産業安全衛生大会、地区産業安全衛生大会等において、地域の特性を活かしたイベントを開催する他、積極的に災害統計や13次防計画で計画する大会、協議会、セミナー等を広報することにより、県民全体の安全・健康意識の高揚等を図る。